

焼津市農業委員会 10 月総会議事録

1 日時

令和6年10月15日（火）午後2時 ～ 午後3時00分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	15	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	16	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	10	栢村 輝夫	×	17	河合 英夫	×
4	桜井 亮平	×	11	村松 正二	○	18	深津 三郎	×
5	鶴橋 俊次	○	12	村松 章	○	19	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	13	梅原 利浩	○			
7	藁科 光生	○	14	吉田 とり	○			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 杉村達哉 主査 高橋雅代 主任主事 杉原千洋

5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について
第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について
第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について
第4号 農地の利用目的変更届出について
第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について
第6号 転用等確認について

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可について
第2号 農地法第5条の規定による許可について
第3号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>15名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和6年10月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。</p> <p>9番、増田龍治委員、1番、有谷歳幸委員兩名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第6号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第1号から報告第6号までを朗読】</p>
議長	<p>質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第6号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第6号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可について」の番号3を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号3を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、駿河西病院より西に約40mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、中根新田の農地294㎡について、貸駐車場、貸廃棄物置場、自己用駐車場敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、相続により申請地を取得したが、近隣住民から貸駐車場やコンテナを置いての廃棄物置場として利用したいとの要望があり、また自己用駐車場も確保したいとの理由から、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側及び西側は道路、東側及び南側は雑種地（墓地）であります。審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、立地基準は満たしております。</p> <p>ただし、一般基準としての転用目的の実施の確実性について確認する必要があったため、大富地区審査会にてヒアリングを行いました。</p> <p>貸駐車場及び貸廃棄物置場の契約予定者は近隣住民であり、コンテナを置いて、契約者の廃棄物置場としての利用方法も確認いたしました。</p> <p>審査したところ、転用面積は適正で、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします</p>

	ます。
推進委員 26番	<p>ただいま事務局から詳しい説明があったとおりです。</p> <p>10月5日に農業委員、推進委員で現地調査を行いました。また、事業の確実性について確認するため、10月4日に大富地区担当者によるヒアリングを行いました。</p> <p>周りの農地に与える影響は軽微であると考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号3を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号3は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」の番号27を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号27を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、静岡福祉大学より南西に約400mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、本中根の農地297㎡について、分家住宅敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請人においては、現在東京都内に住んでおりますが、焼津市内への転勤に伴い、実家の農作業の手伝いや親のサポートをするため、実家近くの申請地に自己住宅を建築することとし、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側は宅地、東側及び南側は畑、西側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議長	<p>それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 26番	<p>ただいま事務局から詳しい説明があったとおりです。</p> <p>10月5日に農業委員、推進委員で現地調査を行いました。</p> <p>周りの農地に与える影響は軽微であり、地区審査では許可相当と考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号27を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号27を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」</p>

	<p>を審議します。</p> <p>本議案に関する委員につきましては、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。</p> <p>【退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【議案第3号を朗読後、説明】
議長	<p>それでは、質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号を原案のとおり、計画を策定することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号を承認することに決定しました。</p> <p>それでは、退席されていた委員の入室を認めます。</p> <p>【入室】</p> <p>以上をもちまして、令和6年10月総会を終了します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
議長	